

先進事例検索システム

事例No.	1584
公表年度	R3
団体の属性	町村
団体名	兵庫県香美町

事例区分 (大)	公営企業
-------------	------

事例区分 (小)	下水道事業
-------------	-------

事例種類	地方公営企業法の適用
------	------------

事例内容・タイトル

地方公営企業法の適用に係る取組について

出典

令和3年度JFM地方公営企業セミナー



JFM 地方公営企業 セミナーについて (発表事例紹介：兵庫県香美町)

地方公営企業法の適用(下水道事業)に係る取組について

発表者：香美町財政課長
(元上下水道課副課長)
森垣 文裕氏

香美町マスコット
キャラクター
「ジオンくん」



総面積 368.77km²
人口 16,069人
(令和2年国勢調査速報値)



下水道事業の地方公営企業法適用に係る背景

平成17年度

旧3町(香住町、村岡町、美方町)
が合併して
「香美町」が誕生

「行財政改革大綱」を策定するなど、厳しい
財政状況におかれる。

平成18年度

平成17年度決算による
実質公債費比率が 28.8% で、
全国ワースト7位

「財政健全化法」完全施行後の平成20
年度決算で早期健全化基準(25.0%)を
上回り、財政健全化団体になる。下水道
事業においても、資本費平準化債を発行
してもなお財源が不足するなど、厳しい
状況。

平成19年度

簡易水道事業と同じタイミングで
下水道事業についても
法適用に移行することを決定

簡易水道事業では、平成19年度に厚生労働省宛に「簡易水道
事業統合計画」を提出し、平成25年度から簡易水道事業を
上水道事業に経営統合して運営を行っていくことを決定。
下水道事業についても、水道事業(上水・簡水)と下水道事業を
所掌する上下水道課としては、上下水道事業の効率的な運営に
向けて、簡易水道事業と同様に法適用に移行することを決定。

移行事務の準備 —法適用の事務内容とスケジュールの把握—

香美町での法適用事務を振り返り、特にお伝えしたいことは以下のとおりです。

移行事務の準備

移行事務 (※台帳整備、システム検討を除く)

関係部局との調整及び組織・体制の検討
職員研修
条例・規則等の制定・改正
出納取扱金融機関等の指定と告示
勘定科目等の設定
予算開始貸借対照表の作成
新予算の編成
打切決算
税務署への届出
総務省への届出

固定資産台帳の整備 台帳整備の準備

手順1 年度別決算情報の作成
手順2 建設改良関係の決算情報の抽出
手順3 税抜処理及び財務の圧縮処理
手順4 工事関連情報及び工事別資産明細の作成
手順5 間接費の各工事等への配分
手順6 受益者負担金等の各工事等への配分
手順7 各工事等への情報集約
手順8 法適用時における資産の価額の把握
※地方公会計(統一的な基準)における固定資産台帳等の活用

各種システムの整備 (各種システムに係る取扱いの決定)
既存システムの活用/新システムの導入

業務委託の活用方法

比較的小規模の団体で職員数が確保できず、体制が十分でない場合は、委託の活用がポイントになると考えます。複数年かけて取り組む中でどの段階でどの範囲を委託するのか、移行事務の準備段階でよく考えておくことが、移行事務を円滑に進めるための鍵になります。

準備の段階から委託を活用する場合、各種項目について提案を受け、協議しながら進めることが可能になり、台帳整備など各種業務の委託方法についても提案を受けながら進めることができます。また、移行事務完了までのスケジュール管理を担っていただけるなど、職員体制が十分でない場合などに有効な手段になると思われます。一方、移行事務を実施する段階で委託を活用する場合は、準備段階では移行済みの団体を訪問するなどの情報収集につとめ、その後、固定資産台帳整備、会計システム構築の業務について委託を活用する方法が考えられます。例規整備等の業務委託も可能であり、財務書類の作成も委託可能です。なお、香美町では「資産調査業務」、「会計システム設定業務」を委託しました。

固定資産台帳の整備

固定資産台帳の整備については業務期間が複数年にわたることから、移行に係るスケジュールの基準になります。

業務期間中は委託業者と連絡を密にするなど進捗状況について注意を払う必要があります。特に、法適用初年度における減価償却費、長期前受金戻入は、下水道事業資本費平準化債の発行可能額に影響することから、早期に把握する必要があります。業務期間の設定にあたっては、注意が必要です。

各種システムの整備

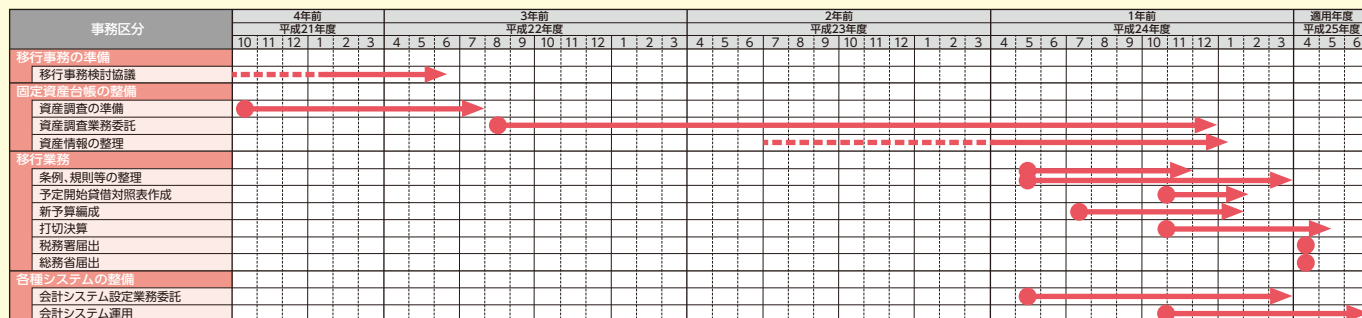
法適用後の各種システムについて既存システムを活用するか、または新システムを導入するかについて検討する必要があります。香美町では、これらと並行して水道事業の例や他市町の例を参考に、先行事例の研究や、職員に法適用に関するセミナーを受講してもらうことを通じて、法適用に関する事務内容の把握等に努めました。

移行事務については法適用の前年度に業務が集中しますが、可能な限り事務や業務の内容を決めておくことが重要です。移行事務の準備段階で各項目のスケジュール(特に法適用前年度のスケジュール)が明確になっていれば事務はスムーズに行うことができるのでご留意ください。

JFMでは、地方公共団体にとって関心の高いテーマを題材としたセミナーを開催しています。
令和3年度のJFM地方公営企業セミナーは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、eラーニングにより実施しました。今回は、その中で「地方公営企業法の適用に係る取組について」をテーマにご講演いただいた、兵庫県香美町の取組について紹介します。

移行事務

香美町では法適用にかかる事務を下図のとおり進めました。



※主な項目のみ記載しています。

移行事務の準備

移行事務の準備段階で各項目のスケジュールを明確化するとともに、対象とする事業及び法適用の範囲（全部適用または財務適用）について検討しました。香美町では、法適用前から1つの特別会計であった全7事業を対象とし、上下水道課が所管する上下水道事業を効率的に運営するため、下水道事業についても先行して法適用事業であった上水道事業と同様に全部適用（管理者非設置）を選択しました。その他、既存資料及び制定等を要する条例等の把握を行いました。

固定資産台帳の整理

コンサルタントへの委託で実施しました（簡易水道と一括発注）。

各種システムの整備等

企業会計システム及び固定資産システムについて、既存のシステムを活用しました。

法適用初年度の予算

- ① 勘定科目 「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」等の総務省通知等に基づき職員が設定しました。
- ② 予定開始貸借対照表 香美町が実施する各事業について個別に作成した上で、合算した予定開始貸借対照表を公認会計士の意見を参考に職員が作成しました。
- ③ 新予算の作成 必要な情報を整理した上で、予算編成を行いました。
- ④ 打切決算 一時借入金及び未収金未払金等について、関係部署との調整を図り決算処理を行いました。

香美町では、法適用に際し想定される事務処理等で部署をまたいで調整が必要な項目について、随時調整を行い、特設組織・体制についての検討は行いませんでした。しかし、移行事務の準備の段階で共通認識をもって事業を進める委員会のようなものを設置しておくことで事務がよりスムーズに進んだのではないかと、一連の事務を通じて感じました。

その他、法適用に必要な事項

その他、法適用に際し必要な事項について、香美町では以下のとおり事務処理を行いました。

出納その他の会計事務及び契約事務、人事・給与

香美町は管理者非設置かつ全部適用の団体のため、管理者権限の執行は町長が行い、事務処理は、管理者（町長）の事務の執行を補助する企業職員で処理することとなりました。

条例・規則等の制定・改正

条例は、法適用前年度の12月定例議会に提案し、規程は、適用前年度の3月中旬に体裁を整え、4月1日付けで決裁、施行しました。

出納取扱金融機関等の指定と告示

上水道事業と同様とするために必要な手続きを進め、法適用初年度4月1日に指定に関する告示を行いました。

届け出及び報告

税務署及び総務省（兵庫県市町振興課を通じて提出）に各種書類を提出しました。

事務の引継ぎ

管理者非設置の全部適用のため、会計管理者から町長に対して引継ぎを行いました。

まとめ（法適用に向けての留意事項）

法適用の取組にあたっては、「①適用済み団体からの情報収集、②スケジュールの作成・明確化、③内部での委員会設置等による進捗管理、④外部委託の効果的な活用、⑤業務委託の進捗管理、⑥地方財政制度の活用、⑦総務省の支援策の活用」が重要なポイントとなると考えています。それぞれの団体の進捗状況に応じて参考にいただければと思います。

JFMでは、今回のように地方公共団体にとって関心の高いテーマを題材とし、実際の取組の紹介等を内容とする地方財政セミナー・地方公営企業セミナーを開催しています。集合形式のほか、eラーニングによる実施も予定しており、先進事例を学び、参考にすることで、自団体の課題さらには解決への道筋を見付ける機会として、ぜひご活用いただければと思います。

お申し込み・
お問い合わせ

地方支援部 調査企画課 ☎ 03-3539-2676 ✉ chihoushien@jfm.go.jp